

事務・事業の在り方に関する意見

－自主・自立の地域社会をめざして－

【社会保障関係 抜粋版】

平成 14 年 10 月 30 日
地方分権改革推進会議

目 次

はじめに · · · · ·	1
I 総論 · · · · ·	2
1. 基本的考え方 · · · · ·	2
(1) 改革の方向 · · · · ·	2
(2) 自主・自立の地域社会の形成 · · · · ·	4
2. 国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について · · · · ·	4
(1) 本意見の位置付け · · · · ·	4
(2) 国庫補助負担事業について · · · · ·	6
(3) 各省庁と合意できなかった事項の取扱い · · · · ·	6
3. 分権型行政システムへの転換に向けた意識改革の重要性 · · · · ·	7
II 分野別の見直し方針と具体的措置の提言 · · · · ·	9
1. 社会保障 · · · · ·	9
(1) 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進 · · · · ·	9
(2) 民間企業、N P O等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築 · · 12	12
(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し · · · · ·	13
(4) 知恵とアイディアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる 地方の自主性・自立性の強化 · · · · ·	16
(5) 社会保険分野における国・地方の関係 · · · · ·	19
(6) 地方支分部局と地方の新たな関係の構築 · · · · ·	20
2. 教育・文化 · · · · ·	略
(1) 初等中等教育に関する国の関与の在り方 · · · · ·	· · · · ·
(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し · · · · ·	· · · · ·
(3) 国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方 · · · · ·	· · · · ·
(4) 総合行政の観点からの教育用施設の有効活用 · · · · ·	· · · · ·
(5) 生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等 · · · · ·	· · · · ·
(6) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し · · · · ·	· · · · ·
3. 公共事業 · · · · ·	略
(1) 公共事業関係長期計画等の見直し · · · · ·	· · · · ·
(2) 補助事業等における国と地方の関係の明確化 · · · · ·	· · · · ·

(3) 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化	-----
(4) 社会資本の管理に係る国の関与の縮小	-----
(5) 個別の公事業分野における課題への対応	-----
(6) 「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方	-----
ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点	
イ 「改革と展望」の期間中の公事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向	
ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向	
(7) 公共事業の将来的な姿	-----
4. 産業振興	----- 略
(1) 時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直し	-----
(2) 地域間競争を促す国の中企業政策等の在り方について	-----
5. 治安その他	----- 略
(1) 警察制度	-----
(2) 消防制度	-----
(3) その他	-----
おわりに	----- 21

はじめに

地方分権改革推進会議は、平成13年7月、内閣総理大臣の諮問機関として、3年間の期間を限って設置された。そして、その初会合において、小泉内閣総理大臣から、「国と地方公共団体の役割分担に応じた事務及び事業の在り方並びに税財源配分の在り方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制整備その他の地方制度に関する重要事項」について、地方分権の一層の推進を図る観点から、調査審議を行うべき旨の諮問を受けた。

小泉内閣総理大臣の諮問は、地方分権改革という視点から「この国の在り方」を問うものであり、これに答えることは、21世紀に適合した分権型行政システムの構築への道筋を明らかにすることにほかならない。

この重要な任務を限られた期間で果たすため、当会議は、諮問事項のうち、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方から重点的に審議することとし、関連して整理が必要な財政措置は調査審議の対象として取り上げるが、全体の税財源配分の在り方については、事務事業の在り方に関する審議動向を踏まえ検討することとした。

この審議方針に基づき、会議発足以来これまでに、本会議21回、小委員会21回、本会議・小委員会合同会議7回の計49回にわたる会議の開催並びに三重県及び静岡県での地方視察を行い、関係省庁、地方公共団体及び各界の有識者からヒアリングを行うとともに、精力的に審議を重ねてきた。

この間、重点的に審議を行うべき分野や論点の整理を行った「中間論点整理」（平成13年12月）、内政の全般にわたる基本的な改革の方向を整理するとともに、当会議としての地方分権改革についての基本的考え方を取りまとめた「事務・事業の在り方に関する中間報告」（以下、中間報告。平成14年6月）を世に問うてきた。

今般、国と地方の役割分担に応じた事務及び事業の在り方について、当会議としての見解を取りまとめるに至ったので、内閣府本府組織令第四十条の四第一項に基づき、内閣総理大臣に意見を述べるものである。

政府においては、本意見を尊重し、適切な判断を下されることを期待するものである。